

平成28年改正法附則第5条の控除額に関する
計算書

事業 年度	・	・	法人名
	・	・	

第六号様式別表五の七（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額 別表5の2①	①	円
当該事業年度の月数	②	月
調整後付加価値額 ①×12/②	③	円

2. 負担変動額の計算

摘 要		課税標準	新税率 (/100)	税額 (イ)	旧税率 (/100)	税額 (ロ)
所得 割	所得金額総額 第6号様式⑳	④	円			
	年400万円以下の金額 第6号様式㉑	⑤	0 0 0		0 0	0 0
	年400万円を超え年800万円以下の金額 第6号様式㉒	⑥	0 0 0		0 0	0 0
	年800万円を超える金額 第6号様式㉓	⑦	0 0 0		0 0	0 0
	計 ⑤+⑥+⑦ 第6号様式㉔	⑧	0 0 0		0 0	0 0
	軽減税率不適用法人の金額 第6号様式㉕	⑨	0 0 0		0 0	0 0
	付加価値額総額 第6号様式㉖	⑩				
付加価値額 第6号様式㉗	⑪	0 0 0		円 0 0	円 0 0	
資本 割	資本金等の額総額 第6号様式㉘	⑫				
	資本金等の額 第6号様式㉙	⑬	0 0 0		円 0 0	円 0 0
仮計		⑧+⑪+⑬又は⑨+⑪+⑬	⑭	0 0		0 0
差引		(⑭のイ) - (⑭のロ)	⑮	0 0		

3. 平成28年改正法附則第5条第2項から第7項までの控除額に関する計算

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	$⑮ \times 3 / 4$	⑯	円 0 0
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$⑮ \times (3 \times (40 \text{億円} - ③)) / 40 \text{億円}$	⑰	0 0

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	$⑮ / 2$	⑱	円 0 0
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$⑮ \times (40 \text{億円} - ③) / 20 \text{億円}$	⑲	0 0

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	$⑮ / 4$	㉑	円 0 0
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$⑮ \times (40 \text{億円} - ③) / 40 \text{億円}$	㉒	0 0